

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月13日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	かっこ株式会社
【英訳名】	Cacco Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 岩井 裕之
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目5番31号
【電話番号】	(03)6447-4534(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理部門管掌CFO 関根 健太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目5番31号
【電話番号】	(03)6447-4534(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理部門管掌CFO 関根 健太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期累計期間	第12期 第1四半期累計期間	第11期
会計期間	自 2021年1月1日 至 2021年3月31日	自 2022年1月1日 至 2022年3月31日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日
売上高 (千円)	222,940	245,771	951,141
経常利益 (千円)	47,224	49,351	170,844
四半期(当期)純利益 (千円)	32,637	33,635	120,311
持分法を適用した場合の投資損失 () (千円)	-	50	50
資本金 (千円)	362,766	364,548	364,548
発行済株式総数 (株)	2,620,004	2,629,382	2,629,382
純資産額 (千円)	1,182,204	1,302,766	1,273,480
総資産額 (千円)	1,669,521	1,387,576	1,417,458
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	12.46	12.79	45.90
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	11.35	12.12	42.26
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	70.6	93.7	89.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第11期第1四半期累計期間の持分法を適用した場合の投資損失()については、当社は関連会社を有しておりませんので記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期累計期間(2022年1月1日～2022年3月31日)における我が国経済は、各種政策効果や海外経済の改善により経済社会活動が正常化に向かい、総じて回復の基調が見られました。一方、足元ではウクライナ情勢の緊張が続く中、資源価格や国際金融資本市場の動向等海外経済に不確実性が見られ、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

消費者向け電子商取引(BtoC-EC)市場は、経済産業省による2020年の調査「令和2年度産業経済研究委託事業(電子商取引に関する市場調査)報告書」によると、主として旅行サービスの縮小に伴うサービス系分野の大幅な減少により、市場全体は前年比0.43%減の19.3兆円にとどまったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の対策として外出自粛の呼びかけ及びECの利用が推奨された結果、物販系分野は前年比21.71%増と大幅な拡大となりました。また、EC化率(全ての商取引市場規模に対する電子商取引市場規模の割合)が前年比1.32ポイント増の8.08%となるなど、BtoC-EC市場は依然として着実な成長を続けております。

一方、クレジットカード番号等の情報を盗まれ不正に使われる「番号盗用被害」が急増している近年の状況を受け、改正割賦販売法において、クレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じることが義務化され、また、その実務上の指針となる、「クレジットカード・セキュリティガイドライン3.0版(クレジット取引セキュリティ協議会)」においては、非対面取引におけるクレジットカードの不正利用対策として、加盟店に対して「属性・行動分析(不正検知システム)」等の方策をリスク状況に応じて導入することが求められるなど、不正対策に対する社会的要請はますます高まっております。

このような事業環境のもとで、当社は「未来のゲームチェンジャーの『まずやってみよう』をカタチに」という経営ビジョンを掲げ、当社の有するセキュリティ・ペイメント・データサイエンスの技術とノウハウをもとに、アルゴリズム及びソフトウェアを開発・提供することで、企業の課題解決やチャレンジを支援する「SaaS型アルゴリズム提供事業」を展開してまいりました。

不正検知サービスにおいては、不正注文検知サービス「0-PLUX」について、上限額なしでクレジットカードの不正利用被害を補償する「0-PLUX Premium Plus(出荷判断代行サービス)」及び月額4,000円から利用可能な不正注文検知サービス「不正チェッカー」の販売拡大を進めるとともに、ECパッケージ・ショッピングカートとのシステム連携、カード会社とのパートナー契約締結等、アライアンスの推進に努めた結果、新規顧客の増加及び既存顧客の持続的な成長により、当第1四半期累計期間の「0-PLUX」のストック収益額(定額課金である月額料金と審査件数に応じた従量課金である審査料金の合計額。「不正チェッカー」を含む。)は182,395千円(前年同期比8.0%増)に拡大しました。また、不正アクセス検知サービス「0-MOTION」について、引き続きサービスの拡充を図るとともに、新たにEC構築パッケージシステムとの連携をする等、多分野での販路開拓に取り組んでまいりました。

決済コンサルティングサービスにおいては、システム開発案件の受注獲得に努め、また、データサイエンスサービスにおいては、データ分析案件の受注獲得に努めてまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は245,771千円(前年同期比10.2%増)、営業利益48,636千円(前年同期比2.8%減)、経常利益49,351千円(前年同期比4.5%増)、四半期純利益33,635千円(前年同期比3.1%増)となりました。

なお、当社はSaaS型アルゴリズム提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は898,766千円となり、前事業年度末に比べ45,749千円減少いたしました。これは主に現金及び預金が30,932千円減少したことによるものであります。固定資産は488,809千円となり、前事業年度末に比べ15,867千円増加いたしました。これは主に投資その他の資産が36,535千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は1,387,576千円となり、前事業年度末に比べ29,882千円減少いたしました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は84,084千円となり、前事業年度末に比べ58,096千円減少いたしました。これは主に買掛金が11,950千円減少したこと及び未払金が15,585千円減少したことによるものであります。固

定負債は726千円となり、前事業年度末に比べ1,071千円減少いたしました。これは長期借入金が1,071千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は84,810千円となり、前事業年度末に比べ59,167千円減少いたしました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は1,302,766千円となり、前事業年度末に比べ29,285千円増加いたしました。これは主に四半期純利益の計上により利益剰余金が33,635千円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は93.7%（前事業年度末は89.6%）となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は2,979千円であります。なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年5月13日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,629,382	2,629,982	東京証券取引所 マザーズ (第1四半期会計期間末現在) グロース (提出日現在)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
計	2,629,382	2,629,982	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年1月1日～ 2022年3月31日	-	2,629,382	-	364,548	-	540,759

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,626,600	26,266	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,782	-	-
発行済株式総数	2,629,382	-	-
総株主の議決権	-	26,266	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	800,647	769,715
売掛金	112,908	98,186
仕掛品	-	184
前払費用	28,823	25,966
その他	2,135	4,713
流動資産合計	944,516	898,766
固定資産		
有形固定資産	11,265	11,000
無形固定資産		
ソフトウェア	388,464	368,129
その他	1,200	1,131
無形固定資産合計	389,664	369,260
投資その他の資産	72,012	108,548
固定資産合計	472,942	488,809
資産合計	1,417,458	1,387,576
負債の部		
流動負債		
買掛金	27,953	16,003
1年内返済予定の長期借入金	4,284	4,284
未払金	39,649	24,063
未払法人税等	18,584	9,238
未払消費税等	25,592	15,350
賞与引当金	11,511	7,576
その他	14,605	7,567
流動負債合計	142,180	84,084
固定負債		
長期借入金	1,797	726
固定負債合計	1,797	726
負債合計	143,977	84,810
純資産の部		
株主資本		
資本金	364,548	364,548
資本剰余金	540,759	540,759
利益剰余金	364,836	398,471
株主資本合計	1,270,144	1,303,779
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	36	4,313
評価・換算差額等合計	36	4,313
新株予約権	3,300	3,300
純資産合計	1,273,480	1,302,766
負債純資産合計	1,417,458	1,387,576

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
売上高	222,940	245,771
売上原価	55,467	73,256
売上総利益	167,472	172,515
販売費及び一般管理費	117,459	123,879
営業利益	50,013	48,636
営業外収益		
受取利息及び配当金	4	3
受取手数料	1	2
経営指導料	-	900
営業外収益合計	5	906
営業外費用		
支払利息	1,889	18
社債償還損	783	-
為替差損	121	172
営業外費用合計	2,794	190
経常利益	47,224	49,351
税引前四半期純利益	47,224	49,351
法人税、住民税及び事業税	5,304	6,742
法人税等調整額	9,282	8,973
法人税等合計	14,587	15,716
四半期純利益	32,637	33,635

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用による、当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これにより、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債権については、取得原価をもって四半期貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって四半期貸借対照表価額としております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
減価償却費及びその他の償却費	2,292千円	21,200千円

(持分法損益等)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	1,000千円	1,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	950	900

	前第1四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
持分法を適用した場合の投資損失の金額	-	50千円

()

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自2021年1月1日至2021年3月31日)

当社は、SaaS型アルゴリズム提供事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自2022年1月1日至2022年3月31日)

当社は、SaaS型アルゴリズム提供事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自2022年1月1日至2022年3月31日)

(単位:千円)

	金額
不正検知サービス	206,552
決済コンサルティングサービス	24,753
データサイエンスサービス	14,465
顧客との契約から生じる収益	245,771
その他の収益	-
外部顧客への売上高	245,771

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2021年1月1日 至2021年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	12円46銭	12円79銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	32,637	33,635
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	32,637	33,635
普通株式の期中平均株式数(株)	2,619,586	2,629,382
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	11円35銭	12円12銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	255,095	145,325
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年5月13日

かっこ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小川 聡

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三木 崇央

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているかっこ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、かっこ株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合

は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。